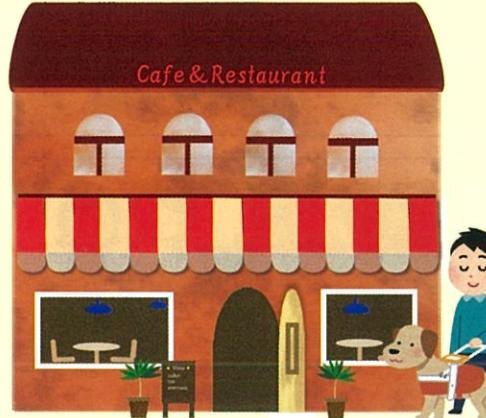


合理的配慮とは…

合理的配慮とは、障がいのある人から困っている状況や対応して欲しいことなどを求められたときに、負担になり過ぎない範囲で、その対応を行うことをいいます。



- ・目の代わりとなる盲導犬などの役割について、飲食店などの店舗や事業所の理解や協力を深めていく。



- ・車いすの人でも利用できるように段差をなくす。

障がいに関する相談・問い合わせ先

●会津若松市役所 障がい者支援課

電話：0242-39-1241 ファックス：0242-39-1430

●会津若松市役所 こども家庭課（※子どもに関すること）

電話：0242-39-1243 ファックス：0242-39-1434

●会津若松市障がい者総合相談窓口

住所：会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88番地の4（ノーマライズ交流館パオパオ内）
電話：0242-33-5622 ファックス：0242-36-7010

編集・発行／会津若松市地域自立支援協議会 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

お問い合わせ先・会津若松市役所障がい者支援課支援グループ

電話：0242-39-1241 ファックス：0242-39-1430

メール／shougaishashien@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

会津若松市地域自立支援協議会だより 第10号 平成29年12月1日発行

合理的配慮とは、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、ともいきしゃかいじつけん共に生きることのできる地域社会の実現のために！

— 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 —

地域全体で合理的配慮のすいしんとくまち推進に取り組むまち



ライフステージに応じた
てきせつしえん適切な支援が受けられるまち

みずかいかた自らの生き方を
しゅたいてきせんたく主体的に選択し、じこじつけん自己実現ができるまち

会津若松市地域自立支援協議会とは…

合理的配慮のある人もない人もともに暮らせる共生社会の実現を目指し、平成19年に設置されました。医療、経済、教育、福祉等の団体の参加をいただき、「障がい理解の仕組みづくり」、「地域で支え合う仕組みづくり」、「活動支援の仕組みづくり」、「一般就労に向けた仕組みづくり」、「成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり」、「横断的な支援の仕組みづくり」の6つの仕組みづくりなどに取り組んでいます。

※ 地域自立支援協議会の詳細は、ホームページをごらんください ⇒



6つの基本方針

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

6つの仕組みづくり

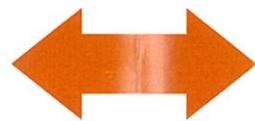
① 合理的配慮の推進



漢字の読みない人に対して、
漢字にふりがなをつけるなど、
補助的な対応をする。



耳の不自由な人に対し、
筆談でコミュニケーションする。



① 障がい理解の仕組みづくり

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくよう、市民の障がい・障がい者理解を深める仕組みを作ります。



② 地域で支え合える関係づくり

■ 福祉避難所ってなに？

福祉避難所は、高齢者や障がいのある人など、一般避難所での避難生活が難しい人に対して、配慮した支援が受けられる場所です。会津若松市では、現在 17ヶ所の福祉避難所があります。福祉避難所の設置体制や備品の有無、災害時の対応方法等について検討しています。

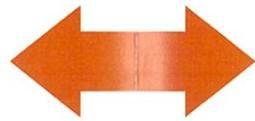
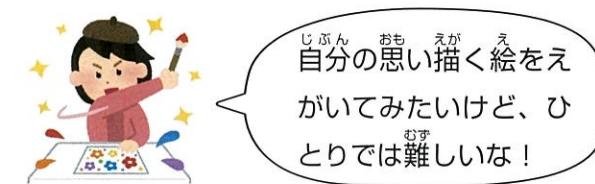
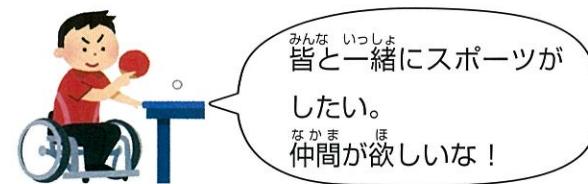


② 地域で支え合う仕組みづくり

災害への備えなど、地域における福祉力の向上により、身近な地域での見守りや支え合いが行われるような仕組みを作ります。



③ 自己実現を可能とする活動の推進

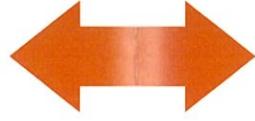
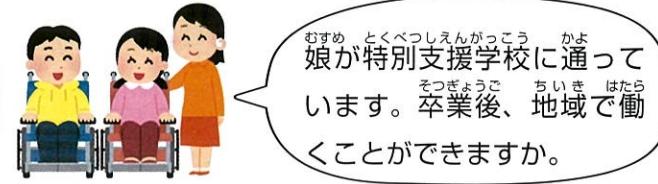
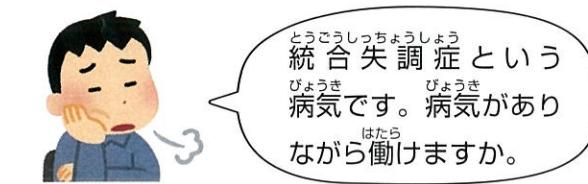


③ 活動支援の仕組みづくり

障がいのある人が地域で生き生きと心豊かに暮らすことができるようスポーツや文化芸術活動を楽しむことができるような環境づくりに取り組みます。



④ 雇用・就業の促進

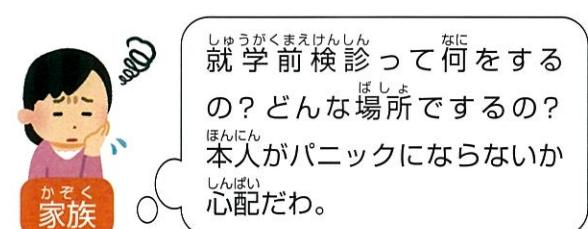


④ 一般就労に向けた仕組みづくり

障がいのある人の雇用や職場定着への支援体制を作ります。
デイケア、会津障害者就業・生活支援センター（ふろんていあ）、ハローワーク、
障がい福祉サービス事業所のスタッフや支援学校の教員に相談してください。

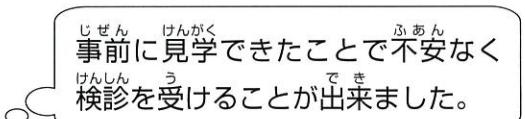


⑤ 障がいのある子どもへの支援の充実



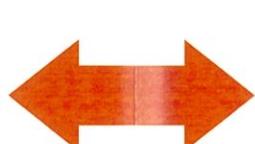
⑤ 成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり

障がいのある子どもが健やかに成長できるよう、乳幼児期から卒業後まで切れ目のない一貫した支援を行なうための仕組みを作ります。



⑥ 地域生活支援の充実

相談支援事業所でのサービスの調整や利用計画の作成等の支援を受けながら、地域の中で適切なサービスを利用できるように努めます。



⑥ 横断的な支援の仕組みづくり

保健・医療等の分野における他職種の関係機関が課題を共有しながら連携し、障がいのある人を支援する仕組みを作ります。